

「不正防止に関する方針」

【基本方針】

1. 不正防止の徹底

公務員又はこれに準じる者のほか、取引先等を含む関係者に対して、社会通念を超えた範囲での、贈収賄に該当するような、金銭その他の利益の供与、申し出、約束、並びにその要求、授受並びにその疑いのある行為を一切行いません。

2. 適切な接遇・被接遇の徹底

接待・贈答等の接遇及び被接遇は当社に適用される法令及び社会通念に従うと共に、当事者以外から疑惑や不信を招かないよう、妥当な範囲内に収めることを徹底します。

3. 不正防止体制の整備

当社では、不正防止体制の整備・運用及びその有効性を確保するため、コンプライアンス担当部署や内部通報窓口の設置により、不正防止にかかる施策の公平かつ公正な運用に努め、贈収賄行為を防止するための組織体制を維持、改善、運営します。

4. 教育・研修の実施

当社では、贈収賄行為の防止に向けた倫理意識の更なる徹底、不正防止体制の運用の実効性を確保するため、役職員に対する定期的な研修・教育を継続します。

5. 内部通報制度

当社では、内部通報制度を基に、不正防止体制が実際に機能しているか評価して、当社の不正防止体制の有効性を継続的に見直し、必要に応じて改善を行います。

6. 取引内容の記録及び保管

当社では、贈収賄規制及び本基本方針の遵守を裏付けるべく、会計帳簿等を事実に基づき正確に記録し、関連帳票を適正に保管します。

7. 適用

本方針は、当社全ての役員・従業員に適用され、グループ各社も準じます。また、当社は、当社の事業に関係する全てのビジネスパートナーに対して本方針の適用を促進します。

2023年7月
清原株式会社
代表取締役社長
斧原 正明